

平成31年度の献血の受入れに関する計画（案）について

- ・ 平成31年度の献血の受入れに関する計画（案）【諮問】・・・・・・・・・・ 1
- ・ 平成31年度の献血の推進に関する計画（案）・・・・・・・・・・・・・・ 13
（平成30年度第5回血液事業部会資料（抜粋））



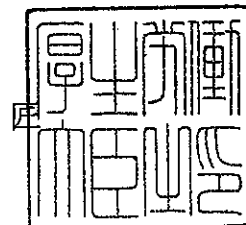
厚生労働省発薬生0226第29号

平成31年2月26日

薬事・食品衛生審議会会長

橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本



諮 問 書

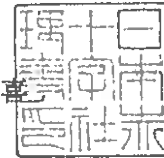
平成31年度の献血の受入れに関する計画を認可することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

血 企 第 32 号
平成 31 年 2 月 25 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

日本赤十字社

理事 高橋 孝喜



平成 31 年度の献血の受入れに関する計画について

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和 31 年法律第 160 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき提出いたします。

平成 31 年度の献血の受入れに関する計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第 1 平成 31 年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成 31 年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙 1 の輸血用血液製剤及び原料血漿の必要量を確保するために、別紙 2 のとおり全血献血で 133 万リットル、血漿成分献血で 49 万リットル、血小板成分献血で 31 万リットルの合計 213 万リットルとする。

第 2 第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保にあたっては、全国を 7 ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血に努めるとともに、特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血受入施設等の配置については、別紙 3 のとおり。

献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行う。

2 献血受入のための施策

国民全般、特に、企業や団体、学校等のほか、複数回献血者、10～30 代の国民（以下「若年層」という。）、幼少期の子どもとその親を普及啓発の重点対象とし、各対象にあわせた効果的な活動や献血者受入を実施する。

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙 4 のとおり。

（1）普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

（ア）全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、7 月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等の効果的な広報手段を用いて献血や

血液製剤に関する理解と協力を呼びかけるとともに、献血ができる場所、時間等の必要な情報を発信する。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。

また、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の労働者の献血促進について協力を求めるよう努める。

(ウ) 複数回献血の推進

同一献血者から年間複数回にわたる継続的な献血協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、平素から献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う。

また、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを周知し、複数回献血クラブ「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用して複数回献血の呼びかけを積極的に実施する。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

若年層の多くが利用している SNS を含むインターネットを主体とした情報発信により、同世代からの働きかけを促進するなど、効果的な広報に努める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発対策

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、献血セミナーを積極的に実施するほか、地域事情を考慮しつつ、献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）や献血セミナーを通じて献血や血液製剤に関する理解の促進に努める。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

（2）採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血者が安心して献血できるように、献血の受入れに際しては、丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等、献血者が安心して献血できる環境整備に努める。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正な運用に努める。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保に努める。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくりに努め、より一層のイメージアップを図る。

イ 献血者の利便性の向上

（ア）常設献血受入施設における対応

献血者の利便性に考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置及び子育て世代に対応した託児スペース整備等の献血受入体制の一層の整備及び充実を図るとともに、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定を検討する。

（イ）移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努める。

（ウ）献血予約の推進等

ラブラッドを活用したWEB予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努める。

また、定期的に利用者等の意見を踏まえて評価を行うとともに、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、更なる利便性の向上に取り組む。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、健康な方から献血協力を得られるよう努める。
また、献血者の本人確認を徹底するとともに、HIV等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及に努める。さらに、問診業務の充実強化に努め、安全な献血の受入れを図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200ミリリットル全血献血、400ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供し、万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、血液製剤が安定供給されるよう、必要血液量を把握したうえで、国、都道府県及び市町村と連携して、需要に即した献血協力を広域的に確保する。

また、広域的な大規模災害の発生に備え、血液製剤の安定供給に支障を来さないよう、献血の受入れに必要な設備等の整備を進めるほか、国、都道府県、市町村及び企業等と協力して、複数の通信手段の確保及び移動採血車等の燃料の確保が確実に行われる対策を進める。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量が増加傾向にあることを踏まえ、成分献血において、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血する。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程において効率的な手法を導入することにより、原料血漿の確保に努める。

5 献血受入計画の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者へのアンケートの実施等を通じて、その分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に資することとする。

平成31年度都道府県別必要量(案)

ブロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	平成31年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北 海	北 海 道	0	30,000	14,400	9,428	53,828	47,713	101,541
	小 計	0	30,000	14,400	9,428	53,828	47,713	101,541
東 北	青 森 県	0	5,570	2,129	1,807	9,506	12,434	21,940
	岩 手 県	0	4,622	2,044	1,532	8,198	11,957	20,155
	宮 城 県	0	7,716	4,222	2,820	14,758	17,208	31,966
	秋 田 県	0	4,206	1,314	1,519	7,039	10,376	17,415
	山 形 県	0	4,000	1,668	989	6,657	8,678	15,334
	福 島 県	0	8,618	3,665	2,171	14,454	17,259	31,712
	小 計	0	34,731	15,041	10,838	60,610	77,911	138,521
関 東 甲 信 越	茨 城 県	0	10,480	3,884	3,033	17,397	28,472	45,869
	栃 木 県	0	7,320	4,224	2,497	14,041	18,091	32,132
	群 馬 県	0	8,240	3,360	3,017	14,617	21,491	36,108
	埼 玉 県	0	25,967	11,888	7,166	45,021	45,658	90,679
	千 葉 県	0	24,321	13,200	6,947	44,468	51,372	95,840
	東 京 都	10	56,480	35,032	23,417	114,938	128,937	243,875
	神 奈 川 県	0	32,280	17,880	9,925	60,085	71,743	131,828
	新 潟 県	0	7,760	3,120	3,014	13,894	26,383	40,277
	山 梨 県	0	2,920	1,287	695	4,903	10,515	15,418
	長 野 県	0	6,880	3,480	1,987	12,347	22,877	35,224
	小 計	10	182,648	97,355	61,698	341,711	425,539	767,250
東 海 北 陸	富 山 県	0	3,876	1,306	1,449	6,631	9,267	15,898
	石 川 県	0	3,440	1,860	1,470	6,770	9,904	16,674
	福 井 県	0	3,410	1,160	1,038	5,608	6,406	12,013
	岐 阜 県	0	7,406	3,305	2,070	12,780	15,315	28,095
	静 岡 県	0	13,640	5,995	4,412	24,047	33,068	57,115
	愛 知 県	0	26,188	14,693	8,267	49,148	66,905	116,053
	三 重 県	0	4,936	2,647	1,876	9,459	15,875	25,334
	小 計	0	62,895	30,966	20,581	114,443	156,740	271,183
近 畿	滋 賀 県	0	4,998	2,344	1,630	8,972	9,975	18,947
	京 都 府	0	11,520	7,542	4,272	23,334	22,971	46,306
	大 阪 府	0	42,672	23,460	12,856	78,988	84,677	163,666
	兵 庫 県	0	20,632	11,953	5,915	38,501	46,738	85,238
	奈 良 県	0	5,680	2,880	1,756	10,316	10,352	20,668
	和 歌 山 県	0	4,504	2,424	1,286	8,214	9,608	17,823
	小 計	0	90,007	50,603	27,716	168,326	184,321	352,647
中 四 国	鳥 取 県	0	2,360	972	1,032	4,364	5,148	9,512
	島 根 県	0	2,069	1,026	894	3,988	5,447	9,435
	岡 山 県	0	8,088	4,188	2,789	15,065	18,989	34,054
	広 島 県	0	11,304	5,112	6,602	23,018	25,187	48,205
	山 口 県	0	6,251	2,574	1,588	10,414	9,389	19,803
	徳 島 県	0	3,128	1,080	986	5,194	7,160	12,354
	香 川 県	0	4,160	1,824	1,104	7,088	9,055	16,143
	愛 媛 県	0	5,712	2,388	1,308	9,408	11,711	21,119
	高 知 県	0	3,312	1,596	1,170	6,078	7,291	13,369
	小 計	0	46,384	20,760	17,473	84,617	99,378	183,995
九 州	福 岡 県	0	22,574	11,426	6,952	40,953	45,444	86,397
	佐 賀 県	0	2,666	1,200	588	4,454	6,861	11,315
	長 崎 県	0	6,087	3,019	1,970	11,076	13,021	24,098
	熊 本 県	0	7,606	3,264	2,053	12,923	15,211	28,133
	大 分 県	0	5,390	2,556	1,533	9,479	10,185	19,663
	宮 崎 県	0	4,560	2,064	1,634	8,258	9,851	18,109
	鹿 児 島 県	0	7,516	3,389	1,941	12,846	15,275	28,121
	沖 縄 県	0	5,443	2,976	1,466	9,886	12,551	22,437
	小 計	0	61,842	29,894	18,137	109,874	128,398	238,272
合 計		10	508,508	259,019	165,871	933,408	1,120,001	2,053,409

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

平成31年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)(案)

(L)

ブロック名	都道府県名	全血献血			成分献血			合 計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,580	76,960	78,540	19,015	7,377	26,392	104,932
	小計	1,580	76,960	78,540	19,015	7,377	26,392	104,932
東北	青森県	239	13,066	13,305	2,789	3,614	6,403	19,708
	岩手県	224	12,246	12,470	2,772	3,626	6,398	18,869
	宮城県	425	23,194	23,619	5,051	11,173	16,224	39,843
	秋田県	180	9,848	10,029	2,981	3,331	6,312	16,341
	山形県	195	10,619	10,813	2,526	3,544	6,070	16,883
	福島県	369	20,144	20,513	4,480	6,996	11,476	31,989
	小計	1,633	89,117	90,750	20,599	32,284	52,882	143,632
関東甲信越	茨城県	560	26,817	27,377	5,342	10,960	16,302	43,678
	栃木県	801	18,321	19,123	5,508	8,804	14,312	33,435
	群馬県	452	21,437	21,889	5,102	10,717	15,819	37,708
	埼玉県	1,714	64,952	66,666	11,979	27,241	39,220	105,886
	千葉県	960	61,702	62,662	11,919	24,940	36,859	99,521
	東京都	2,303	146,420	148,723	42,824	64,016	106,840	255,563
	神奈川県	1,305	83,016	84,321	19,803	32,671	52,474	136,795
	新潟県	366	19,905	20,271	5,586	12,485	18,070	38,342
	山梨県	167	7,965	8,132	0	6,067	6,067	14,199
	長野県	136	17,836	17,972	4,064	11,001	15,065	33,037
	小計	8,765	468,370	477,135	112,126	208,903	321,029	798,164
東海北陸	富山県	180	9,640	9,820	2,767	3,445	6,213	16,033
	石川県	194	10,252	10,446	3,173	4,534	7,708	18,154
	福井県	154	8,252	8,406	2,124	1,352	3,476	11,882
	岐阜県	332	17,696	18,028	3,758	7,002	10,760	28,788
	静岡県	630	33,540	34,170	7,493	13,735	21,228	55,398
	愛知県	1,280	68,240	69,520	17,126	37,973	55,099	124,619
	三重県	30	13,580	13,610	3,683	8,298	11,981	25,591
	小計	2,800	161,200	164,000	40,124	76,339	116,463	280,463
近畿	滋賀県	129	14,762	14,890	2,447	2,928	5,375	20,265
	京都府	199	30,262	30,461	6,532	10,545	17,077	47,538
	大阪府	2,207	102,459	104,666	26,747	37,829	64,576	169,242
	兵庫県	810	57,992	58,801	12,643	19,914	32,557	91,358
	奈良県	145	13,049	13,194	3,261	4,587	7,848	21,042
	和歌山県	117	11,901	12,018	2,125	3,118	5,243	17,261
	小計	3,606	230,424	234,031	53,755	78,921	132,676	366,707
中四国	鳥取県	13	6,146	6,158	1,971	787	2,758	8,916
	島根県	3	5,320	5,323	1,706	1,786	3,491	8,814
	岡山県	304	21,263	21,567	5,358	7,263	12,621	34,188
	広島県	320	29,640	29,959	12,626	14,922	27,548	57,508
	山口県	104	16,283	16,386	2,194	1,558	3,752	20,138
	徳島県	16	8,146	8,162	1,883	1,708	3,591	11,753
	香川県	10	10,845	10,855	2,109	3,220	5,329	16,184
	愛媛県	10	14,895	14,905	2,498	4,377	6,875	21,780
	高知県	89	7,622	7,712	2,234	1,956	4,190	11,902
	小計	868	120,160	121,028	32,578	37,577	70,155	191,182
九州	福岡県	0	58,031	58,031	12,021	19,843	31,864	89,895
	佐賀県	121	6,838	6,959	2,411	4,498	6,909	13,868
	長崎県	159	16,050	16,209	3,112	5,965	9,077	25,286
	熊本県	183	19,692	19,875	3,976	6,778	10,755	30,630
	大分県	130	13,742	13,872	2,423	3,435	5,858	19,729
	宮崎県	37	12,122	12,159	2,667	2,742	5,409	17,568
	鹿児島県	65	19,488	19,554	4,709	3,744	8,453	28,007
	沖縄県	44	14,298	14,342	3,295	4,012	7,307	21,649
	小計	740	160,261	161,000	34,615	51,017	85,632	246,633
合計		19,992	1,306,492	1,326,483	312,812	492,417	805,229	2,131,713

※山梨県では血小板採血を行っていないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

平成31年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)(案)

ブロック名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)						移動採血車			オープン採血		
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
				FFP-480用	原料血漿確保用								
北海道	北海道	960	25,000	4,174	3,203	19,015	52,352	620	51,960	52,580			
	小計	960	25,000	4,174	3,203	19,015	52,352	620	51,960	52,580			
東北	青森県	122	2,952		3,614	2,789	9,477	118	10,114	10,231			
	岩手県	108	2,382		3,626	2,772	8,889	116	9,830	9,945	0	34	34
	宮城県	206	9,243	4,107	7,066	5,051	25,673	210	13,694	13,903	9	257	267
	秋田県	40	2,331		3,331	2,981	8,684	140	7,517	7,657			
	山形県	96	1,644		3,544	2,526	7,810	98	8,975	9,073			
	福島県	43	4,098		6,996	4,480	15,618	326	16,046	16,371			
	小計	616	22,651	4,107	28,177	20,599	76,150	1,007	66,174	67,181	10	291	301
関東甲信越	茨城県	38	4,449		10,960	5,342	20,789	521	22,368	22,889			
	栃木県	160	3,646	1,224	7,580	5,508	18,118	611	13,615	14,227	30	1,060	1,090
	群馬県	132	8,186	2,143	8,574	5,102	24,137	314	13,059	13,374	5	192	197
	埼玉県	608	35,585	8,827	18,414	11,979	75,413	1,097	29,213	30,310	9	153	162
	千葉県	314	30,930	5,251	19,689	11,919	68,103	556	27,628	28,184	90	3,144	3,234
	東京都	555	78,170	17,871	46,145	42,824	185,566	1,140	45,403	46,543	607	22,847	23,454
	神奈川県	643	41,651	3,966	28,705	19,803	94,768	641	39,968	40,609	22	1,397	1,418
	新潟県	315	10,891		12,485	5,586	29,276	51	9,014	9,065			
	山梨県	14	2,324		6,067		8,405	153	5,641	5,794			
	長野県	132	4,871		11,001	4,064	20,068	3	12,892	12,895	1	72	73
	小計	2,912	220,703	39,282	169,620	112,126	544,644	5,088	218,802	223,891	765	28,865	29,629
東海北陸	富山県	60	1,228		3,445	2,767	7,501	120	8,412	8,532			
	石川県	84	2,800	928	3,607	3,173	10,592	110	7,452	7,562			
	福井県	20	1,360		1,352	2,124	4,856	134	6,892	7,026			
	岐阜県	102	3,696	2,319	4,683	3,758	14,558	230	14,000	14,230			
	静岡県	108	7,376	870	12,865	7,493	28,712	522	26,164	26,686			
	愛知県	462	31,348	13,507	24,466	17,126	86,909	764	34,256	35,020	54	2,636	2,690
	三重県	30	3,500	870	7,429	3,683	15,511		10,080	10,080			
	小計	866	51,308	18,492	57,847	40,124	168,637	1,880	107,256	109,136	54	2,636	2,690
近畿	滋賀県	93	2,721	752	2,175	2,447	8,189	36	12,041	12,077			
	京都府	76	11,194	2,370	8,175	6,532	28,346	119	18,548	18,668	4	520	524
	大阪府	1,099	46,021	8,611	29,218	26,747	111,696	1,013	52,915	53,928	96	3,522	3,618
	兵庫県	401	28,779	4,475	15,438	12,643	61,736	401	28,909	29,309	8	304	312
	奈良県	77	3,080	1,044	3,543	3,261	11,005	68	9,970	10,038			
	和歌山県	50	952	709	2,409	2,125	6,244	67	10,950	11,017			
	小計	1,795	92,746	17,962	60,959	53,755	227,216	1,704	133,332	135,036	108	4,346	4,454
中四国	鳥取県	9	2,586		787	1,971	5,352	4	3,560	3,564			
	島根県	3	640		1,786	1,706	4,134		4,680	4,680			
	岡山県	174	5,384	1,635	5,628	5,358	18,179	124	15,607	15,731	6	272	278
	広島県	256	7,632	7,548	7,375	12,626	35,436	64	21,800	21,864		208	208
	山口県	24	1,502	209	1,350	2,194	5,278	80	14,780	14,860			
	徳島県	16	2,880		1,708	1,883	6,486		5,266	5,266			
	香川県	10	3,827	417	2,803	2,109	9,166		7,018	7,018			
	愛媛県	10	4,532	1,190	3,188	2,498	11,417		10,267	10,267		96	96
	高知県	89	1,556		1,956	2,234	5,835		6,066	6,066			
	小計	590	30,539	10,998	26,579	32,578	101,284	272	89,045	89,317	6	576	582
九州	福岡県		17,278	9,388	10,455	12,021	49,142		37,953	37,953		2,800	2,800
	佐賀県	60	2,060	2,527	1,971	2,411	9,029	61	4,778	4,839			
	長崎県	80	3,372	2,531	3,434	3,112	12,529	79	12,678	12,757			
	熊本県	183	6,623	3,558	3,220	3,976	17,560		13,070	13,070			
	大分県	64	3,322	1,325	2,111	2,423	9,244	66	10,420	10,486			
	宮崎県	37	1,966		2,742	2,667	7,412		10,156	10,156			
	鹿児島県	23	4,168		3,744	4,709	12,644	42	15,320	15,363			
	沖縄県	36	2,564		4,012	3,295	9,907	8	10,733	10,741		1,001	1,001
	小計	483	41,352	19,328	31,689	34,615	127,467	256	115,108	115,364		3,801	3,801
合計		8,223	484,298	114,344	378,074	312,812	1,297,750	10,827	781,678	792,505	942	40,516	41,458

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

平成31年度献血受入施設数等(案)

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設 (箇所)	H31年度中 増減数	移動 採血車 (台)	H31年度中 増減数	H31年度中 更新数	成分 採血装置 (台)	H31年度中 増減数
北海道	北海道	7		17		1	58	△ 2
	小計	7		17		1	58	△ 2
東北	青森県	2		4			12	
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			26	
	秋田県	2		3		1	14	
	山形県	1		4			11	
	福島県	4		8		1	33	
	小計	12		29		2	108	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	27	
	栃木県	2		6			26	
	群馬県	3		4		2	30	
	埼玉県	7		10		2	63	△ 6
	千葉県	6		10		2	66	
	東京都	13		19			163	△ 16
	神奈川県	8		12		2	94	△ 1
	新潟県	2		4		1	27	
	山梨県	1		3			8	
	長野県	3		4		1	33	△ 1
	小計	47		79		11	537	△ 24
東海北陸	富山県	1		3		1	10	
	石川県	2		4			21	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4		2	22	
	静岡県	3		9		1	39	
	愛知県	8		11			109	
	三重県	3		4		1	27	
	小計	20		38		5	238	
近畿	滋賀県	2		4		1	15	
	京都府	3		6			35	
	大阪府	11		14			106	
	兵庫県	7		9		1	71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山県	1		5		1	11	
	小計	26		42		3	260	
中四国	鳥取県	2		2		1	13	
	島根県	1		2			8	
	岡山県	2		4			28	
	広島県	3	△ 1	5			45	△ 9
	山口県	1		4			10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3		1	11	
	愛媛県	1		4			16	
	高知県	1		3			9	
	小計	13	△ 1	30		2	149	△ 9
九州	福岡県	5		11		1	56	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5			17	
	熊本県	2		4			23	
	大分県	1		4			11	△ 1
	宮崎県	1		4			11	△ 1
	鹿児島県	2		5		1	16	
	沖縄県	1		4			14	
	小計	15		39		2	159	△ 2
合 計		140	△ 1	274		26	1,509	△ 37

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、平成31年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（平成31年度）

①企業等への献血推進対策

No.	具体的対策	対象
1	都道府県（保健所）及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血サポーターの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
2	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、献血セミナーを実施する。	企業・団体
3	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
4	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員に対して、健康管理意識向上のための講演会等を開催し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	各血液センターのLINEアカウントやFacebookページ等を通してキャンペーン等の案内を送り、若年層の複数回献血への協力を促す。	若年層献血者
5	各固定施設の献血者に予約促進用カードの配付等を行い、次回の献血予約を推進する。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、若年層に高聴取率を誇るラジオ番組等を通して、10～30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	夏休み期間に合わせ、小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもってもらう。	小学生・中学生
3	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
4	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。	高校生・大学生

④幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	献血ルームのキッズスペースの整備等、子供連れの献血者も安心して献血できることを積極的に推進し、広報する。また、街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供がいる親子

⑤その他

No.	具体的対策	対象
1	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもってもらう。	一般の方

平成31年度の献血の推進に関する計画（案）について（概要）

1. 趣旨

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。

今般、平成31年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 内容

○ 法第10条第2項に基づき、献血推進計画は次に掲げる事項について定めることとされている。

- 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
- 第2 当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- 第3 その他献血の推進に関する重要事項

○ 上記の事項について、平成29年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、平成31年度の献血推進計画を定める。なお、平成30年度の献血推進計画からの主な変更点は以下のとおり。

- ・ 全体を通じて項目（別添参照）及び重複記載等を整理
- ・ 第2の事項において、採血事業者による献血者の利便性向上のための取組について具体的な内容を追加
- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の改正を踏まえ、第3の事項に「献血者の意思を尊重した採血の実施」を新設

3. 根拠法令 法第10条第1項

4. 告示日等

- 告示日：平成31年3月下旬（予定）
- 適用期日：平成31年4月1日（予定）

平成 31 年度の献血の推進に 関する計画（案）

平 成 31 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第 1 平成 31 年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第 2 第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	2
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	3
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第 3 その他献血の推進に関する重要事項	4
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	4
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
(3) 採血基準の在り方の検討	
(4) まれな血液型の血液の確保	
(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
3 災害時等における献血の確保等	5
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	5

平成 31 年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 31 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成●年厚生労働省告示第●●号）に基づくものである。

第 1 平成 31 年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成 31 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 51 万リットル、血漿^{しょう}製剤 26 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、平成 31 年度には、全血採血による 133 万リットル及び成分採血による 80 万リットル（血漿^{しょう}成分採血 49 万リットル及び血小板成分採血 31 万リットル）の計 213 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第 2 第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

平成 29 年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成 31 年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行

うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(7) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット等の効果的な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかけるとともに、献血ができる場所、時間等の必要な情報を発信する。

(4) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。
- ・ 採血事業者は、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 採血事業者は、国、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の継続的な協力を十分に得られるよう、平素から献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。
- ・ 国及び採血事業者は、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。また、採血事業者は、複数回献血者へのサービスの向上を図り、複数回献血への協力を得られるように取り組む。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(7) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの献血普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(4) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(5) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(E) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血者に不快の念を与えないよう、献血の受入れに際して丁寧な処遇をすることに特に留意する。その上で、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に

対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血や企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定及び子育て世代に対応した託児スペースの整備その他の献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。

また、ICTを活用したWEB予約の導入により、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に資する取組を推進する。

さらに、定期的に利用者等の意見を踏まえて評価を行い、効果的な情報発信の在り方等を検討し、更なる利便性の向上に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200 ミリリットル全血採血、400 ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成 17 年 4 月 1 日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。また、採血事業者は、災害時等における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時等における献血の受入れを行う。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を 2020 年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者へのアンケートの実施等を通じて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。